



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2020 MAY / 229号

★ 知財侵害と刑法犯罪 ★

知財に関する日常の仕事の中でときどき民事裁判に関与することがありますが、刑事裁判に関与することは皆無といっているほどありません。どのような判決が出されているか、最近の下級審判決(令和1年(わ)1008)で見ってみました。

本件は著作物の違法アップロードに関する著作権侵害事件です。まず主文から。(なお、民事裁判では「被告」といいますが、刑事裁判では「被告人」といいます。)

「被告人を懲役1年10月及び罰金100万円に処する。
その罰金を完納することができないときは、金5000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。
この裁判確定の日から3年間その懲役刑の執行を猶予する。
訴訟費用は被告人の負担とする。」

以下、理由を抜粋で引用します。

「被告人は、A、B及びC(これら3名を併せて「共犯者ら」という)と共謀の上、法定の除外事由がなく、かつ、著作権者の許諾を受けずに、平成29年5月11日頃、B方(東京都中野区a b丁目c番d号e f号)で、パーソナルコンピューターを使用し、インターネットを介して、Dが著作権を有する著作物である漫画「E」の516話「F」の画像データ1ページから8ページまでを、インターネットに接続されたサーバーコンピューターの記録装置に記録保存し、その頃から同月17日までの間、インターネットを利用する不特定多数の者に自動的に公衆送信し得る状態にし、もって上記著作権を侵害した。
(……)

本件各犯行は、被告人と共犯者らが、他のウェブサイト上に違法にアップロードされていた多数の漫画や雑誌の画像データをインターネットを通じて収集し、Aが開設した「K」と称するウェブサイト上に、いわゆるアフィリエイトによる収益を目的として、その画像データを対価なく閲覧する目的でKにアクセスする者が目当ての著作物を検索しやすいように体系化して、権利者に無断でアップロードすることを反復継続する中で敢行された。著作物やその出版等により権利者が収益を上げる構造が破壊されることで、作者の創作意欲や、不特定多数人が著作物に触れる機会を生み出す意義を有する出版等の企業活動が減退し、ひいては優れた著作物が広く社会に共有されることによる文化の発展が阻害されるという社会的悪影響を招くおそれが大きい犯行であり、その悪質性は軽視できない。
(……)

もっとも、本件では、Kに係る一連の著作権等侵害行為のうち2話分の漫画データの違法アップロード行為に対する処罰が求められたにとどまるから、上記のKを巡る背景事情やその社会への悪影響を量刑上考慮するには、自ずと限界がある。その上で、被告人が当公判廷でいずれの罪も認め、本件各犯行の被害者らに対する謝罪の弁とともに、社会復帰後は被告人の身を案じる母の住む郷里に戻り、再犯しないで生活する旨を述べていること、犯罪歴がないことなどの事情を考慮すると、被告人を主文の懲役刑及び罰金刑に処した上、懲役刑について主文の期間その全部の執行を猶予するのが相当と判断した。」

本件で関係する条文は著作権法119条1項及び3項です。

1. 著作権...を侵害した者...は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
3. ...私的使用の目的をもって、有償著作物等...であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの...の著作権...を侵害する自動公衆送信...を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権...を侵害した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。